InterRisk PL Report

2006.4

【国内の PL 関連情報】

キッズデザイン協議会が発足、安全な玩具等にKDマークを付与

（2006年3月3日　読売新聞）

経済産業省の旗振りにより、玩具メーカーや印刷会社などと共同で、本年４月に「キッズデザイン協議会」が発足する。

同協議会では、安全性に優れ、子供の健やかな成長に役立つデザインを表彰する「キッズデザイン賞」を設け、受賞した玩具や絵本などに「KD（キッズデザイン）マーク」を付けることができるようにする。玩具等子供が使用する商品による事故は依然として多く、安全性に十分配慮した商品開発を促進する狙いがある。

ここがポイント

子供が使用する商品については、予見しうる誤使用が多岐にわたることも考慮した性能・デザインが求められますが、依然として、誤飲による窒息・落下等による破損に気付かず使用してケガ・突起箇所でのケガや指の挟み込みなどの事故が後を絶たないのでが実態です。

既に玩具業界の自主基準として「ＳＴ（セーフティ・トイ）マーク」がありますが、国民生活センターが昨年１２月に公表した「１８ヶ月未満を対象とした玩具」を対象とした調査報告によると、この基準を満たしていない商品が散見されたとの結果が出ています。

今回新たに設立されるＫＤマークは、「優れたデザイン」の判定要素に「安全性」を加味した点が大きな特徴であり、企業としても、自社製品の開発・設計などにおいて本制度における安全性の判断基準を積極的に採り入れていくことが望まれます。

PSEマークのない中古家電、4月以降も事実上販売容認へ

（2006年3月25日　読売新聞ほか）

経済産業省は24日、電気用品安全法の安全基準を満たしたことを示す「PSE マーク」のない中古家電製品の販売について、当面の間、同法の対象外となっている「レンタル扱い」にするとの見解を示した。中古品販売業者が顧客に商品を一定期間レンタルした後、自主検査によるマーク取得を経て無償譲渡することを認めるもので、同マーク不貼付の中古家電の流通が、事実上４月以降も容認

されたことになる。

PSEマーク制度は、平成13年の電気用品安全法施行に伴い導入されたもので、中古品については本年3月末まで猶予期間が設けられていたが、制度の周知不足などもあって、今年に入ってリサイクル業界などの関係各方面から反発の声が多くあがるなど、混乱が広がっていた。

今回の措置について、業界団体からは概ね評価される一方で、レンタル契約書の締結は義務付けられず、レンタル終了後の自主検査実施も業者側の善意に委ねられるなどの点で、制度の形骸化を懸念する声も出されている。

ここがポイント

PSE問題については、事前の周知徹底が不足であったため、年明け以降混乱が続いていました。当初、経済産業省では「ビンテージ」指定により希少価値の高い電子楽器を対象から除外し、その他の対象製品は、公的機関が業者による自主検査の実施を支援する体制を取ろうとしていましたが、必要な検査機器が不足していることもあり、「レンタル対応」の方向に方針転換したものです。

大手のリサイクルショップでは、既に自主検査の機器を導入済みのところもありますが、事実上「レンタル」としての販売が可能である上、今回の措置に関する有効期限も定められていないため、大勢としては「レンタル対応」の方向に進むものと考えられます。

今回の方針転換により、電気用品安全法の趣旨である「製造年式の古い中古製品も含めた電気製品の安全性確保」が後退した点は否めません。社会的な混乱を鎮める必要性から、当面の緊急措置としての「レンタル対応」はやむを得ないと思われますが、中古家電を扱う業者としては、同法の趣旨を尊重し、自主検査体制を早急に整えるよう努めることが求められます。

大手スポーツ用品メーカーが鉛の含有した景品を自主回収

（2006年3月26日　日経ニュース速報）

米国において、大手スポーツ用品メーカーが子供用シューズの景品として配布したブレスレットを4歳の子供が誤飲し、死亡していたことが今年2月判明した。このブレスレットには高濃度の鉛が含まれており、死因は鉛中毒によるものであった。

問題となった景品は、同メーカーの日本法人を通じて、我が国の消費者にも配布されていたことが判明したことから、厚生労働省がこの日本法人に自主回収を要請。これを受け、同社では消費者向

けに注意喚起を行うと共に、自主回収を進めることとしている。

ここがポイント

鉛含有アクセサリーについて、米国では昨年２月にＣＰＳＣ（Consumer Product Safety Commission／米国消費者製品安全委員会）から誤飲等の場合における中毒の危険性について警告がなされました。これを受けて東京都も、中国等からの輸入アクセサリーを調査し、本年３月にその危険性について警告を発しており、既に大手１００円ショップなどでは金属製アクセサリーの店頭からの撤去が進んでいます。

ＥＵではＲｏＨＳ指令（注）等により鉛を製品に使用しないことが厳格化されつつありますが、我が国ではアクセサリー類への鉛の使用を禁止する法規制はなく、鉛成分使用の有無や含有量などの表示義務もないのが実態です。

今回の事故の原因となった製品はノベルティーグッズとして配布されたものであり、自社で製造したものではありませんが、企業としてＰＬリスクを負っていることに変わりはありません。ともすれば、無償である販促品の安全対策は見過ごされがちとなりますが、企業としては有償・無償を問わず、自社で扱う製品の安全性が法規制や自社の基準等に合致しているかという視点で再点検することが肝要です。

（注）ＲｏＨＳ指令
２００６年７月に施行されるＥＵにおける家電製品、通信機器等への有害な化学物質の使用を禁止する指令。ＲｏＨＳは、「Restriction of the use of the certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment（電気電子機器の特定有害物質使用規制）」の略。対象となる有害化学物質は、鉛、六価クロム、水銀、カドミウム、ＰＢＢ（ポリ臭化ビフェニール）、ＰＢＤＥ（ポリ臭化ジフェニルエーテル）の計６物質。規制の対象には、玩具、レジャー、スポーツ用品も含まれる。

【海外の PL 関連情報】

欧州における消費者用製品の危険情報通知件数が大幅に増加

EU（欧州連合）では、消費者の生命・身体の安全を脅かす不合理かつ重大な危険性が製品に存在することを理由として、加盟各国内の企業がリコール等の是正措置をとった場合、欧州委員会への通知を通じて、加盟各国間で危険情報を交換・共有することが、一般製品安全指令にもとづき定められている。（食品は除く）

この制度は“RAPEX”（Rapid Exchange of Information：迅速情報交換システム）と呼ばれているが、今般RAPEXに通知された危険情報に関する2005年のデータが、欧州委員会により「2005 RAPEX Report」として発表された。

この発表によれば、通知件数は、ここ2年にわたり大幅な増加を示している（表１参照）。製品別では、電気製品が最も多く、これに玩具が次いでいる（表2参照：なお、上位2つの製品群の順序は、前年と変化なし）。また、製造国別では、中国が全体の半分近くを占めており、EU加盟各国全体分を大きく上回っている（表3参照）。
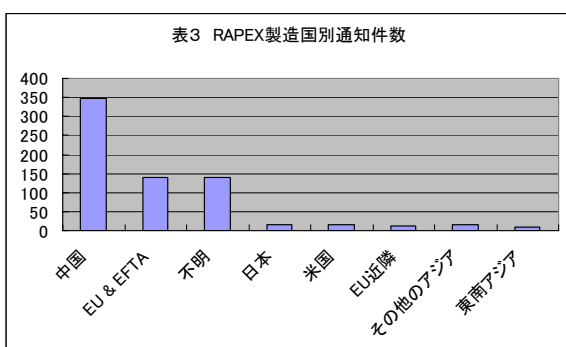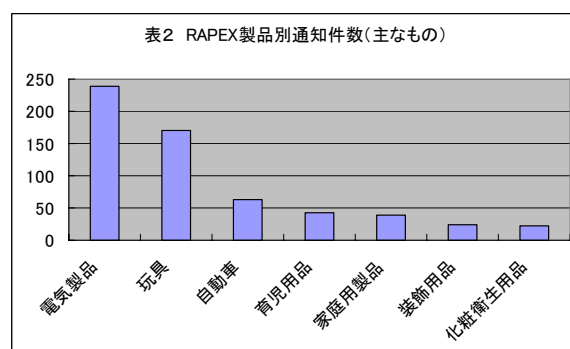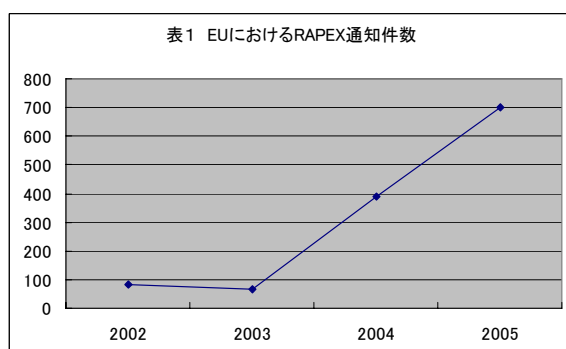
※各図表は「2005 RAPEX Report」をもとに、弊社にて加工・作成

※レポートの全文については、下記 URL 参照

http://europa.eu.int/comm/consumers/reports/report_rapex_05_en.pdf

ここがポイント

２００１年に、ＥＵにおける製品安全の強化を図る目的で一般製品安全指令が改正されて以降、多くの加盟各国で２００３年から２００４年にかけて改正指令に対応した国内法制化が進められてきました。表１に見られる通知件数の大幅な増加は、各国の国内法が整備された結果、ＲＡＰＥＸ全体としての報告件数が増加したとともに、同制度の普及・浸透により、事業者が従来よりも積極的に是正措置を講じるようになったことも背景要因として存在しているものと思われます。

本文でご紹介した通り、ＥＵ向け製品についてリコール等を当局に

報告した場合、ＲＡＰＥＸによって瞬時に、加盟各国間で情報の共有・公開がなされます。こうした点を考慮の上、企業としては、ＥＵ域内おいて自社が販売する製品の安全性に重大な疑義が生じた場合を想定した上で、

・ リコールの是非や手法を的確に判断する体制・手順
・ リコール実施の意思決定後、速やかにEU全域で対応するための社内推進体制、ならびに情報共有体制

などについて予め検討し、コンティジェンシープラン（緊急時対応計画）として整備しておくことが求められます。

清涼飲料の食品添加物がベンゼンを生成した疑いにより米環境団体が警告

FDA（米食品医薬品局）の調査により、「L−アスコルビン酸」（ビタミンC）と「安息香酸ナトリウム」が同時に添加されている一部の清涼飲料に発ガン物質である「ベンゼン」が含まれていることが判明した。

米国内では、１９９０年に既に同様の問題が指摘されており、二つの添加物を同時に使用しないよう改善措置が求められたとされているが、FDAはこの問題自体を公表せず、飲料メーカーも改善措置を怠ったと見られる。

検出されたベンゼンの含有量は微量であり、身体への影響はないとの意見もあるが、消費者団体等はこのような清涼飲料が依然として販売されていることを非難し、米国の環境団体ＥＷＧ（Environmental Working Group）もFDAへ事実の公表を求める要請状を送付した。

一連の動きを受けて、英国の食品基準庁は検査に着手することを明らかにし、日本の厚生労働省も「現在情報収集中であり、検査するかどうかについても検討段階」として、問題の存在を認識している。

二つの物質は食品添加物として広く普及しており、いずれも、単体としては使用に際しての基準が明確化されている。今回の問題は二つの添加物が相互に作用してベンゼンを生成させた、いわゆる「相乗毒性」が問われたものであるが、添加物以外にも熱や紫外線の影響も示唆されている。

ここがポイント

今回の混乱は「一部の清涼飲料から微量のベンゼンが検出された」という事実に端を発したものですが、結果的にＦＤＡがリスク情報を迅速に開示しなかったことが混乱を招いた面もあり、いずれにしても、この問題が近々我が国にも波及するものと思われます。　飲料メーカーとしては、早急に自社製品におけるベンゼン含有の有無や、生成のメカニズ

ムについて自主的な検証を行うことが得策です。その上で、必要に応じ、問題となっている添加物を他の物質へ代替するなど自社の対応方針を明確化し、消費者に対して十分な説明責任を果たすことが求められます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

〈お問い合わせはこちらまで〉